平成３０年（フ）第５３１号
千葉市若葉区高品町162番地１　ハイツ宮の腰205号
債務者　髙垣　信幸
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５７２号
千葉市稲毛区長沼町221番地　オリンピア稲毛Ⅱ　305号
債務者　白澤　亜美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１６７号
岐阜市旦島２丁目10番19号　（バンティアン207号室）
債務者　清水美佐雄
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１６９号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄137番地　（宝和荘Ｃ－７号室）
債務者　保科佳代子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第７２号
香川県高松市多肥上町1813番地１
債務者　石原　由香
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２６号
香川県三豊市高瀬町下勝間553番地１
債務者　ロドリゲス　マルティネス　ホセファバシリサ
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第４２０号
福岡県筑紫野市紫２丁目１番６―112号
債務者　白石　広明
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４７３号
福岡市早良区昭代２丁目１番８―201号
債務者　谷岡　勇気
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５５６号
福岡市城南区茶山６丁目１番14号
債務者　山田万里子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６３８号
福岡市博多区吉塚１丁目５番８―301号
債務者　河村　雄一
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６５７号
福岡市西区野方６丁目６番３号
債務者　西村　　力
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６５９号
福岡市西区今宿３丁目11番85―102号
債務者　早尾　友佑
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６６９号
福岡市東区名島４丁目43番11号
債務者　大村　　明
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６８４号
福岡市南区大橋３丁目13番46―２号
債務者　立石　寿人
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６９２号
福岡市城南区樋井川２丁目25番27―316号
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６９７号
福岡市早良区曙１丁目２番11号
債務者　阿比留弘子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７０１号
福岡県糟屋郡宇美町貴船５丁目９番27号
債務者　宮木　　愛
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部